

介護サービス事業所実地指導結果について

通所リハビリテーション

実地指導における指摘事項の種類

文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

【勤務体制の確保等】

- ・ 雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。
 - ・ 医師の勤務状況が勤務表から確認できない。
 - ・ 理学療法士又は作業療法士が勤務表から確認できない。
-
- ・ 同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明示してください。
 - ・ 医師の勤務状況が分かるよう勤務表を作成してください。
 - ・ 通所リハビリテーション担当となる理学療法士又は作業療法士が把握できるよう勤務表を作成してください。
- ※勤務状況が不明な場合、加算算定の要件を満たさないこともあります。

【契約書等】

- ・ 署名が代筆されているが、代筆者の氏名等が明記されていない。
- ・ 契約書や同意書の日付が未記入だった。
- ・ 契約書の署名を家族が代筆した場合は、代筆者の氏名、代筆した理由を明記してください。
- ・ 契約書や同意書にも日付を記入してください。

【広告】

事業所パンフレットにおいて、利用対象者が要介護となっている。

- ・ 事業所パンフレットは、要支援の方が利用できないと誤解を与えることのないようにしてください。

【運営規程】

- ・ サービス提供時間、営業日（休業日） ・ 営業時間、通常の実施地域が市への届出と相違がある。
 - ・ 料金表に誤りがある。または算定していない加算について表記している。
-
- ・ サービス提供時間、営業日（休業日） ・ 営業時間、通常の事業の実施地域等に変更があった場合は、変更届出書を提出してください。
 - ・ 運営規程（重要事項説明書含む）の利用料が誤っている場合は、速やかに訂正してください。

【秘密保持等】

- ・ 個人情報同意書により、利用者からは同意を得ているが、家族から同意を得ていない。
 - ・ 従業者に対して利用者及びその家族の秘密保持に関する措置を講じていない。
- ・ 条例ではサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないと規定しています。サービス利用の際には、家族介護者の生活状況等、家族の個人情報を使用することになります。
- よって、個人情報使用同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。
- ・ 従業者に対し、在職中・退職後に関わらず、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な措置を取ってください。

【衛生管理等】

レジオネラ属菌に係る水質検査等を実施していない。

浴槽において、以下の衛生管理等を行ってください。

- ・浴槽水は、一日に1回以上換水（循環式浴槽は一週間に1回以上）し、清掃するとともに適宜消毒を行うこと。
- ・浴槽水は、次の①から③に定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を実施すること。
 - ①浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 1年に1回以上
 - ②浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に1回以上
（気泡発生装置を設置している場合は、三月に1回以上）
 - ③浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 三月に1回以上

【参考】青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めてください。

【通所リハビリテーションの具体的取扱方針】

サービス提供前に利用者へ通所リハビリテーション計画を説明し、同意を得ていない。

サービス提供は、医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づき行うものであることから、サービス提供前に利用者へ通所リハビリテーション計画を説明し、同意を得てください。説明日・同意日は実際に説明し、同意を得た日を記載し、あらかじめ印字しないでください。

また、通所リハビリテーション計画は、医師や理学療法士等が共同して作成するものであり、管理者が利用者に交付するものであるため、管理者である医師や理学療法士等が確認しているか分かるよう、確認印等を設けてください。

【リハビリテーション提供体制加算】

理学療法士等が、サービス提供時間帯を通じて配置されていない日があった。

当該加算は、サービス提供時間帯を通じて理学療法士等を利用者25人に対して1人以上配置することが算定要件となります。

【リハビリテーションマネジメント加算】

通所リハビリテーション計画の進捗状況について、初回の評価が行われていない。

当該加算算定において、初回の評価は、通所リハビリテーションの提供開始から概ね2週間以内実施される必要があります。また、医師が3月以上通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断した場合は、継続利用が必要な理由を計画書の特記事項欄に記載してください。

【リハビリテーションマネジメント加算】

医師からの指示が指示書等で確認ができない。

事業所の医師からの利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のいずれか1以上の指示が指示書様式、又は記録等から確認できるような措置を講じてください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）